

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月27日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第13号

**交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則
の一部を改正する規則**

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表3警察官駐在所の部広島県東広島警察署の款入野警察官駐在所の項中「五丁目」の次に「、河内臨空団地」を加える。

別表備考中「平成24年8月1日」を「平成24年10月1日」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成24年10月1日から施行する。